

■在宅サービス

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや、施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができますので、心身の状況や介護する人の状況を考えて利用しましょう。

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）【社会福祉協議会】

要介護1～5の方

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体的介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

ポイント 共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

身体介護	20分未満	1,630円（163円）
	20分～30分未満	2,440円（244円）
	30分～1時間未満	3,870円（387円）
生活介護	20分～45分未満	1,790円（179円）
	45分以上	2,200円（220円）

※要支援1・2の方が利用していた介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。



訪問入浴介護【社会福祉協議会】

要介護1～5の方

入浴設備や簡易入浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問して入浴介護を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	12,660円（1,266円）
----	-----------------



要支援1・2の方

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から、そのほかの施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	8,560円（856円）
----	--------------

訪問リハビリテーション【池田温泉クリニック・絆】

要介護1～5の方

居宅の生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	3,080円（308円）
----	--------------

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から

要支援1・2の方

居宅の生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

1回	2,980円（298円）
----	--------------

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から

訪問看護【肝属郡医師会立訪問看護ステーション】

要介護1～5の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

※令和6年

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

病院・診療所から	30分未満	3,990円（399円）
訪問看護ステーションから	30分未満	4,700円（471円）

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から



居宅療養管理指導

要介護1～5の方

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。（1か月に2回まで）

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

医師が行う場合	5,150円（515円）
---------	--------------

※令和6年6月から

要支援1・2の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

病院・診療所から	30分未満	3,820円（382円）
訪問看護ステーションから	30分未満	4,510円（451円）

※利用するには、かかりつけ医の指示書が必要です。

※令和6年6月から



要支援1・2の方

疾病などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

▼サービス費用の目安 ※（ ）内は1割負担の方の額

医師が行う場合	5,150円（515円）
---------	--------------

※令和6年6月から